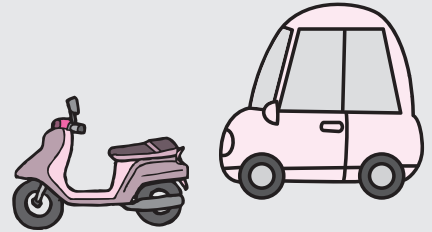


軽自動車の手続きはお済みですか？

- ◎軽自動車税は、毎年4月1日に車両を所有している方に課税されます。自動車税とは異なり、軽自動車税には月割り制度がありません。年度の途中で譲渡や廃車などをされたときも、1年分の税金が課税されます。
- ◎車両を廃車・譲渡したとき、または盗難に遭ったときは、手続きが必要になります。手続きをしないと、来年度以降も税金がかかってしまいます。
- ◎土浦市外へ住所を変更したときは、車両の住所変更手続きもしてください。手続きをしないと納付書が届かなくなることがあります。

【手続き場所は車種によって異なります】

車種	手続き場所・持参するもの
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	土浦市役所市民税課 ☎826-1111(内線2237) (ナンバープレート・標識交付証・はんこ)
軽二輪(250cc未満) 二輪小型自動車(250cc以上)	茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2018
軽四輪(660cc以下)	軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所 ☎843-3535



問 市民税課 (☎内線2237)

国民年金

現況届に伴う住民票コード(個人情報)の取扱いについて

問 国保年金課国民年金係 (☎内線2290)、市民課窓口係 (☎内線2286)

国民年金、厚生年金受給者の方が継続して年金を受給するため、誕生月に提出していた現況届(はがき)が、住民基本台帳ネットワークシステム(以下“住基ネット”)を活用することにより不要となりました。ただし、社会保険庁の情報と住基ネットの情報に相違があったときは現況届が送付されますので、住民票コードを記入して提出してください。今年度現況届を提出された方は、次年度以降は現況届の提出が不要となります。

住民票コードは、平成14年に住基ネットを導入したときに、はがきでお知らせした11桁の番号です。番号が分からないときは、市民課または各支所・出張所の窓口で住民票コードの記載された住民票(有料)を請求していただくことになります。

※請求するときに、窓口に来られた方の免許証や保険証など身分証明書の提示が必要になります。また、請求できる方は本人か同一世帯の方に限られます。

土浦市ごみ処理基本計画(見直し案)

～パブリックコメントの実施について～

市では、平成14年9月に「土浦市ごみ処理基本計画」を策定し、市民、事業者、市の協働により、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ってきました。

基本計画の中で中間年次の見直しが定められており、また、社会情勢や環境の変化に対応した計画後期の見直しが必要となっています。

つきましては、土浦市ごみ処理基本計画の見直し案をまとめましたので、皆様のご意見を募集します。

意見を提出できる方／

- ・市内に居住または通勤・通学する方
- ・市内に事務所などがある個人・法人、そのほかの団体の方

提出期限／3月12日(月)まで

公表方法／

- ・環境衛生課、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館での閲覧および配布

・市ホームページに掲載

意見の提出方法／書面、ファクス、メールのいずれかで提出してください(電話は不可)。

※提出するときは、必ず氏名(名称)、住所、連絡先を明記してください。

提出先・問合せ先／

環境衛生課 (☎内線2492 FAX826-1147)

E-mail:k-recycle@city.tsuchiura.ibaraki.jp